

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

令和6年度 第1回 理事会議事録

- 1 開催年月日 令和6年5月29日(水)
午後3時00分～午後5時10分
- 2 開催場所 地域福祉センターかしのき苑 2階ふれあい大ホール
- 3 出席者 理事総数 12名
出席理事数 9名
理事 林徹 早樫一男 檀上幸裕 岩前良幸
山本正來 古海りえ子 島田茂
西田邦子 山澤知子
監事総数 2名
出席監事 2名
監事 池田昌遠 川井治孝
- 4 欠席者 松岡順子 長谷川悟 岡田敦子
- 5 決議に特別の利害関係を有する理事 該当者なし
- 6 議題
 - (1) 決議事項
第1号議案 令和5年度事業報告(案)について
第2号議案 令和5年度収支決算(案)について
第3号議案 令和6年度定時評議員会の開催について
第4号議案 令和6年度補正予算(第1号)について
第5号議案 精華町ファミリー・サポート・センター自家用車使用規程の制定について
 - (2) 諸報告
- 7 議事の経過要領及び議案議決の結果
定刻に至り、定款第30条の規定により議長に檀上理事が選任され、議長は定款第31条第1項に定める定足数を満たしていることを確認し、議事に入った。

第1号議案 令和5年度事業報告(案)について
議長から、第1号議案の提案後、次の第2号議案についても事業報告と関連する部分が多いため、続けて第2号議案の説明をした後、一括で質疑の時間を取り、採決については案件ごとに諮らせてもらうことを説明し、理事全員の了承を得た。

事務局長から、議案資料「社会福祉法人精華町社会福祉協議会 令和5年度事業報告（案）」により概況を説明後、重点事業並びに主な事業の取り組みを中心に説明があった。

第2号議案 令和5年度収支決算（案）について

事務局長から、議案資料「令和5年度収支決算書（案）〔概要版〕」を用いて、計算関係書類並びに財産目録について説明があった。続いて、監事監査報告書に基づき、監事監査の結果について川井監事から報告があった。

以上の説明を受け、第1号議案 令和5年度事業報告（案）並びに第2号議案 令和5年度収支決算（案）について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。

林 理事 地域ひとつなぎ事業について、どのような事業で、社協はどのように進めているのか、具体的に教えてほしい。この事業をおこなうにあたっては、人員不足に加えて、全体の把握が難しく、申請していない地域がたくさんあると思うが、どのように支援していくのか、具体的に教えてほしい。
地域送迎サービス専用車両貸出事業について、令和5年度は1団体が申請しているとのことだが、どのような活動に使われたのか。また、実際に車の貸出となると、課題があるのか、教えてほしい。

事務局長 地域ひとつなぎ事業は、京都府が実施している事業で、市町村社協が窓口になっている。見守り活動をしている団体の計画書や予算書、報告書などを取りまとめている。実績として、ここ数年は毎年12から14団体の申請となっている。令和2年度から令和5年度までは、感染症を予防するという意味で、電話による見守り、SNS、ラインを利用したりすることも対象としていた。
令和6年度からは、コロナの感染症が第5類に位置づけられたことから、一軒ずつ訪問する従来の形が対象になるように戻る。旧村地域では、近所の付き合いの中から住民の情報がある程度把握できるネットワークがあるが、新興地域では難しいと考えられる。見守りの対象となる方を探すことから始めてもらわないといけない。個別の具体的な質問については、地域福祉課の方で受けさせてもらっているし、場合によっては活動の支援も一緒にさせてもらおうと考えている。
地域送迎サービス専用車両貸出事業については、納車がずれ込み、事業開始が令和6年1月からとなった。年度単位の登録制ということで、実質3か月の期間となり、1団体となった。この自動車は、取得費用、燃料代と、事故に備えての保険代を全額社協で負担するものである。遠方となる町外の活動はガソリン代の実費をいただくことになるが、町内であれば無料で利用できるものである。

運転する方には、福祉有償運送ということで国土交通大臣が示した講習があり、安全に送迎してもらうために受講を勧めたい考えである。講習会の開催情報はホームページなどでお知らせしていく予定である。

早 檉 理 事 これまでの間、コロナのことがあって、サービスの提供をすることや利用者が減少するなど苦勞されたと思う。人員確保の費用が掛かる中、収入も減少することになるなど、経営が厳しい状況であることは理解できる。引き続き運営が安定するための努力を続けていってほしい。

以上の質疑応答の後、第1号議案について、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。続いて、第2号議案 令和5年度収支決算(案)について、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第3号議案 令和6年度定時評議員会の開催について

法人運営室長から、令和6年度定時(第1回)評議員会を開催するにあたり、本会定款第14条第1項により、議案資料「令和6年度定時(第1回)評議員会の開催について(案)」に基づき下記のとおり説明があった。

日 時 令和6年6月27日(木曜日)
午後2時00分から午後3時30分(予定)
場 所 精華町地域福祉センターかしのき苑 2階ふれあい大ホール
案 件 令和5年度収支決算の承認について

以上の説明を受け、第3号議案について質疑を行ったところ、質問がなかったため議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第4号議案 令和6年度補正予算(第1号)について

地域福祉課長から、定款第43条に基づき、令和6年度補正予算について、「令和6年度(第1号)補正予算案の概要」に沿って説明をおこなった。

本会が、不正アクセスやサイバー攻撃から、社協の内部ネットワークを防御するために設置しているファイヤーウォールについて、当初、新しく設置する予定で固定資産取得費を計上していたが、令和5年度まで使用していたファイヤーウォールを引き続きリース契約することとなったため、勘定科目等を改める。

京都府社会福祉協議会からの受託事業として、令和4年度から京都府内で生活に困窮されている方を対象に食料品や生活必需品を配布する「物価高騰対策緊急生活支援事業」を実施しているが、令和6年度は実施方法を見直す連絡があったため、当該事業の受託金収入及び業務委託費支出を取り消す。

通所介護課では、令和6年6月から、口腔機能向上加算と科学的介護

推進体制加算を取得する。新たに2つの加算を取得することで年度当初の予測収入を上回るため、上方修正する。

また、口腔機能向上訓練実施並びに現在実施している個別機能訓練の充実を目的に訓練プログラム(動画)等が入った生活総合機能改善機器をリース契約するための費用を追加計上する。

加えて、デイサービスセンターで使用している電気小型温水器の劣化と特殊浴槽のリフト機能の不調等、修繕交換にかかる費用を計上する。

以上の説明を受け、第4号議案について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。

早 檉 理 事 老人デイサービス事業で、口腔機能向上加算、科学的介護推進体制加算の取得をすることについて計上していると理解したがそれでよいか。事業活動による収入の中で、それら加算がどれにあたるのか、きれいに分かれているのか分からないため、説明してほしい。

通所介護課長 6月から、口腔機能向上加算、科学的介護推進体制加算の取得をすることになるが、上から通常規模型の居宅介護料、介護負担金収入の加算による金額となり、6月からの10か月分となる。

通常規模型の口腔機能向上加算は、一人1回につき160単位、月2回まで計上できるもので、約3,200円である。科学的介護推進体制加算は、月40単位で約400円となる。その下は、予防相当サービスで、3名の方の利用になるかと思う。それぞれの加算については、この場では正確な数字が出てこない。

早 檉 理 事 加算の細かい数字ではなく、この2つの加算取得が、通常規模型サービス、予防相当サービス、地域密着型サービスのいずれにも該当するということと加算の構造を確認したいだけで、理解できた。

島 田 理 事 ファイヤーウォールの設置費について、このご時世なので最新のバージョンで進めていって業務に支障が出ないようにしてほしい。

法人運営室長 業務に支障が出ないように、セキュリティの度合いなど、状況に合わせ調整していく予定である。

以上の質疑応答の後、第4号議案について議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第5号議案 精華町ファミリー・サポート・センター自家用車使用規程の制定について

法人運営室長から、精華町ファミリー・サポート・センターにおいて、援助会員の所有する車両を活動中の送迎に使用する場合の取り扱いについて定めたい旨の説明があった。

以上の説明を受け、第5号議案について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。

早 樫 理 事 自家用車使用許可基準で、援助会員自身または援助会員の家族の所有車とあるが、リース車であれば自動車検査証上、リース会社の所有車となるのではないか。

飲酒運転のチェックということで、現在公用車を運転する場合、職員はアルコール検知機によるチェックをおこなっているが、援助会員についてはどのように対応するのか。記録などどこまでおこなうか検討してほしい。

事 務 局 長 リース物件となるとご指摘のとおり、所有はリース会社となるが、申請時に提出する自動車検査証の写しの使用者欄など、センターの方で確認する予定である。

飲酒運転について、アルコール検知器で運転前後に確認することとなっているが、実際のところ援助会員の自宅から保育所、小学校など迎えに行くということで職員が検査することは難しい。確認方法については、最も望ましい方法を合理的に考え、飲酒運転の有無を記録に残していきたいと考える。

以上の質疑応答の後、議長が第5号議案について承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

諸報告

以下の事項について、事務局から報告をおこなった。

法人運営室長から、法人運営室として下記の5点について報告した。

- (1) 苦情対応結果報告
- (2) 自動車事故報告
- (3) 赤い羽根自動販売機の設置
- (4) 令和6年度 精華町ファミリー・サポート・センター援助会員養成講座のお知らせ
- (5) 令和5年度 福祉事業実績報告

地域福祉課長から、地域福祉課として下記の8点について報告した。

- (1) 相談業務の実績

- (2) 南部地域包括支援センター実績
- (3) 社協会員募集について（会員増強計画）
- (4) 令和6年度精華町社協関係助成金一覧表
- (5) いのちのリレーまつり2024
- (6) 令和6年度ふれあいまつり
- (7) 社協フェスタ
- (8) 福祉事故・苦情

在宅介護課長から、在宅介護課として下記の5点について報告した。

- (1) 居宅介護支援系の事業実績
- (2) 第三者評価受診結果について
- (3) 訪問介護系の事業実績
- (4) 令和5年度介護保険事業計画進捗報告（第4四半期）
- (5) 令和6年度介護保険事業計画

通所介護課課長から、通所介護課として下記の3点について報告した。

- (1) 事業実績
- (2) 令和5年度介護保険等事業計画進捗報告（第4四半期）
- (3) 令和6年度介護保険等事業計画

諸報告の後、議長から全般的なところで意見等を聞いたところ、質問はなかった。

以上をもって案件の全てを終了したので議長が閉会を宣し、午後5時10分散会した。

上記の決議を証するため議事録署名人において次に記名押印する。

令和6年6月3日作成
社会福祉法人精華町社会福祉協議会
令和6年度第1回理事会

会 長 _____ 印

監 事 _____ 印

監 事

印
